

2021/
6月5日アジエンタ

NPO ふくてっく定例会

司会
場所 中止

事務局報告

中北 会員

- ・ふくてっくは、大阪 NPO センターから退会しました。
- ・会報「100号」の発行は8月後半を予定しています。

資料および書籍の紹介

A 催し・事業企画の案内

A-1 サキシマ meets 参加者募集

■6/11 (金) 18:00~20:00ATC・ITM6 階にてキックオフミーティング開催予定

企画のねらいは、咲洲で働く人・団体・企業が会社や肩書などにとらわれず、顔の見える関係をつくり
舞洲で開催される万博を応援し、地域の活性化に繋げること。積極的な連携・協業を促進するために
活動テーマによって分科会、サークル活動などを促進する。

参加無料 要事前申し込み 300 m²の会場に定員 80 名

B 他団体の機関紙等

B-1 ウォロ No.536 2021 4・5月号

■子どもにとって、絵本の「手でページをめくる」ということがとても大切な要素だ、という記事がありました。
大人も同じですね。ネット情報やタブレットに仕込んだ文書は、どこかむなし。心と頭に残りません。

B-2 キャンパス・ニュース 2021 4・5月号

B-3 りょう・あい・つうしん 助松寮広報誌 1号

■第三者評価を受審していただいた助松寮から区奉仕創刊号が届きました。

B-4 ぽぽんがぼん news 286号

B-5 パンジーだより 329号

B-6 さつきつつじ会だより 192号

B-7 そよかぜ 毎日新聞大阪社会事業団ニュース 54号

B-8 NPO ちゅうぶ通信 5月号

■長居の障害者スポーツセンターを廃止する動きがあるようで、反対の運動が検討されています。

■JRの無人駅での出来事。バリアフリーの設備（EVなど）もない駅。そこから乗車しようとした車いす使用の
障害者がJRに介助を要請したところ、JRはこれを拒否した。合理的配慮の欠如だ。いや、乗車拒否だ、との
意見や、逆に下調べをしなかった当人の主張を批判、誹謗する意見もでて、論議を呼んでいる。

C 情報誌

C-1 COMVO 5・6月号

■特集（5月号）：スポーツ×福祉 「地域共生社会の第一歩。多様性を認め合う障がい者スポーツ」

■特殊（6月号）：ボランティア・市民活動を止めないコーディネーターの挑戦

C-2 あんじゅ 86号

■特集：便利で楽しい自転車のある暮らし

D その他

D-1 福祉サービス第三者評価のあり方に関する調査研究事業報告書

学習会

1. ふくてっくのつどい

小川 会員

◇新しい活動の情報はありません。

◇今後のつどい活動に必要な備品の購入を進めています。

新しい工具もありますので、落ち着いたら使い方体験をしたいと思います。

◇ふくてっくユニフォームですが、ふくてっくらしいデザインをみなさんから募集しようと思っています。

そして会員みんなで、自作でシルク印刷をしようと思んでいます。乞うご期待！！

2. 東大阪部会	清水 会員
<p>① 4月東大阪における改造助成・介護住改の検証活動は6日間（4/1・7・8・15・22・28）延べ6名 5月東大阪における改造助成・介護住改の検証活動は3日間（5/6・20・27）延べ4名</p> <p>② 部会 5/15（10:00～12:00）リモート会議/ZOOM 参加者 10名 ・現地調査の注意点、検証案件の検討等</p> <p>③ 東大阪あれこれ 担当：山本</p>	
3. こむねっと部会	中北 会員
<p>■第三者評価関係</p> <p>らくじ会グループ施設群の評価活動が始まっています。一番手の特養「らくじ苑」のアンケート分析が進み、7月1日と5日が訪問調査となりそうです。次いで高齢者総合福祉施設「山城ぬくもりの里」と在宅介護支援センター「らくじ学園前」へのガイダンスを6月に、グループホーム群と幼保連携型こども園「藍咲学園」の見学やガイダンスを7月に着手します。</p> <p>このほかハートフル大東の研修会を7月、9月、11月に開催予定です。1年延期となった松柏学園のほか、あゆみの丘、東さくら園などは秋以降の取組となります。松柏学園の予定は7月30日に訪問して協議することになっています。高齢者と障害者への訪問介護事業その他を実施している法人からの評価依頼があり、6月4日に訪問して協議します。その他にもいくつかの打診があり、コロナ禍の中で最終判断をつきかねている向きがありますが、コロナ禍が静まれば、いっきに需要が押し寄せそうですが、すでにキャパ上限に近づいています。</p> <p>■評価費用はだれが負担すべきか？</p> <p>医療機能評価や精神医療の人権擁護システムとの比較～福祉サービス第三者評価はどうあるべきか？～精神医療人権センターの活動は、寄付金や参加メンバーの会費やボランティアなマインドに支えられていて、精神病院からの費用拠出を求めています。費用負担を求めると、入院患者等の人権侵害を指摘する活動が馴染まないということが最大要因です。それだけ厳しく第三者性が求められるわけですが、福祉サービス第三者評価は受審事業所の費用負担で成り立っている。両取組に関わっていて、医療と福祉の文化の違いのようなものを感じます。</p> <p>一方、医療機能評価という取組があり、こちらは医療事業者が1000万単位の評価費用を負担して評価を受けている。そのことによって医療事業者は何を期待しているのだろうか？福祉サービス第三者評価は、どうも中途半端なようです。無償化して第三者性を純化するか、徹底して高度な評価技術を有して受審事業所に価値を認めさせるか、そろそろ考えねばならない潮時か？</p> <p>■障害者の自立あれこれ</p> <p>「障害者の自立」にもいろんな考え方があるようです。特に知的障害のケースは多岐に亘ります。当事者が「一人で生きていける」ことを「自立」というのは、もはや古く、「できないことは人に支えられながら、自分の意志決定のもとで生きていく」というのが一般的な考え方となっています。それでも、法人によってその支援のあり方は様々です。考え方の違いは事業に現れます。「施設」を肯定するか否定するか。「グループホーム」は「施設」ではないと言い切れるか。親との生活との決別をどう考えるか。・・・ある法人はグループホームをも否定します。親から離れることが必然と考える法人もあります。一方で、重症心身障害者が親と共に暮らし、親の最後を看取って、喪主を務めるところまで支援する法人もあります。難しいものです。私たちが簡単に障害者の自立や権利擁護を規定しえない世界があります。</p> <p>■建築の実務知識（部会関係ではないのですが、たまには世間話でも・・・愚痴話かな？）</p> <p>用途変更がらみ</p> <p>1) 二戸一の戦前長屋を障害者グループホームにリニューアル 大工さんは善意の無法？</p> <p>ある法人が、戦前のニコイチ長屋を借りて障害者のGHにしようとし、そうした長屋を多数所有する大家さんがこれに応じて、お抱えの大工さんに改装と耐震化を指示。ところが大工さんの関係の防災屋が消防に相談に行くと建築申請はどうなっていると言われ、はたと大弱り。そこで、困った時の建築士が登場。</p> <p>一部、減築して面積を199.3㎡として事なきを得る。ただ、居室の採光・換気を検討していなかったので必要な開口寸法まで指示。隣地との距離の関係でどうしても採光が取れない室はスタッフ休憩室にしよう。</p> <p>改装については大家さんお抱えの建築士がいるが、耐震の計算しかしない人・・・困ったことです。</p> <p>2) 障害者通所事業所の増設 合わせると200㎡を超えるが？</p> <p>数年前にニコイチの空き工場の一つに放課後等デイを入れたことがあった。この時は用途変更申請の可否は100㎡が境界だったので、一部を閉鎖したり、別用途としてなんとか用途変更申請を避けて成立させた。</p> <p>この度、別の法人が隣接する空スペースで就労継続支援B型を始めるとして、ある工務店がそれを引き受け、</p>	

完成間際になって、やはり用途変更云々の話がでてきた。施主は大いにあわてるが、工務店からはなしのつづて。困り果てて、隣の放デイ施設長に相談。またまた、困った時の建築士登場。

この度は200㎡以下ではあるが、隣と合わせると、児童福祉施設等で300㎡をこえてしまう。

大阪市建築指導課と協議すると、別法人であれば、今回の用途変更部分のみが200㎡を超えるかどうかで判定すればよいとなり、セーフ。ちなみに、隣の放デイを拡張するとしたらどうなのか？と聞くと、相談対応者はそれはやっぱり駄目だろうという、まあ、常識的にそうでしょう。それを許せば、200㎡以下で何回かに分けて用途変更していけば申請しなくていいことになる。

しかし、複数回に分けて用途変更する場合に、その合計が200㎡を超える場合は用途変更の申請が必要であるとはどこにも書いていません。ある民間審査機関に、この件を問うと、その都度200㎡以下であればいいのではないかと答えた。でも、これは建築士の良心としてやってはいけませんよ。

3) こどものあそび場 令和2年4月施行の合理化は適用できるか？

昨年4月に施行された「建築基準法の合理化」の一つに、ショッピングセンター等に中に設ける飲食スペース等のエリアを異種用途区画しなくてもよいケースが謳われている。

某ショッピングセンターの一角に「こどものあそび場(有料)」を入れることになり、その監修をすることになった。監修というのは、内装や遊具のしつらえは専門のデザイン事務所が行うので、その内容の法的適合指導や必要な建築・消防協議と手続きを請け負うからです。ここで問題が発生！こどものあそび場が、建築基準法の「遊技場」に当たるとされ、建築物は屋上に駐車場がある「物品販売店舗」であり、「遊技場」は上記の合理化が及ばないので当該スペースを異種用途区画することが求められた。ところがおかしいのは、隣接してゲームセンターが竣工当初からあり、これは区画されていない。当方区画との界壁もLGSにPB12.5mm1枚貼り天井止まりである。さらにおかしいのは、今回の用途変更では当方の区画が店舗ゾーンに接する界壁や開口部を1時間耐火区画にしなければいけないが、隣接するゲームセンターとは同じ「遊技場」だから現状の間仕切り壁でよいという。ゲームセンターは店舗ゾーンに向けてオープンになっているので、当方区画が店舗ゾーンに面する部分のみ区画してもなんの意味もない。でも、それでいいと言うのが建築審査課(○大○市)の、まことにけったいな判断。

4) 令和3年4月1日から施行された改正大気汚染防止法(大規模修繕とアスベスト処理)

築40年余のマンション(261戸)の大規模修繕事業に取り組んでいます。外壁吹付タイルの吹き替えをしますが新築時の塗膜と10数年前の大規模修繕で重ね吹きした塗膜の間に水が入り、随所で「ふくれ」を生じています。今回は、既存塗膜を全て除却して吹き直すことを考えていますが、そこに立ちはだかるのが「大気汚染防止法」昨年改正され、本年4月から施行されています。いくつかの改正点の中で大きいのは、石綿含有建材の範囲が大幅に拡大され、従前の吹付石綿や断熱材、耐火被覆だけでなく、吹付タイルや塩ビシート床材、その接着剤にも適用されます。事前の調査や、石綿含有している場合の除去工法の指定、報告義務などが厳しく規定されています。このことから言えるのは、建築関係の皆さんには、ちょっとした改装工事も影響が大きいこと、建築に関係ない皆さんには、リニューアルの建築現場には少なからず石綿が漂っていることを知ってほしいこと。

長文、あいすみません。 巣ごもりの酒の肴にでもなれば・・・

ひとことタイム (会員による個人の情報発信コーナー)

中北：ウォーキングの実績

4月は100万歩を達成しました(102万5千)が、反動で5月はやっと40万歩どまり。

おかげで、傷んだ足指もきれいに回復。それでも、5月28日に日本列島縦断踏破(2560km)達成しました。

初参加者の感想 (初参加者には例会参加の動機、参加した感想など一言お話しいただきますのでご協力ください)

次回例会の司会予定

2021年7月3日

司会：田代会員

五十音順です。予定者の都合が悪い場合は、次の会員が担当となります。
予定：立溝会員 寺岡会員

次回以降の予定

・7月3日(土) 13:30~17:00 会場：大阪市立社会福祉センター

■学習会：未定

・8月7日(土) 13:30~17:00 会場：大阪市立社会福祉センター

■総会

理事会の予定

・第2回定例理事会 決算理事会

2021年8月7日(土) 午前

会場：大阪市立社会福祉センター